
第6回 東京都北区子ども・子育て会議 議事要旨

[日 時]

平成 26 年 3 月 11 日（火） 18：30～20：30

[会 場]

北とびあ 14 階スカイホール

[出席者]

岩崎会長、神長副会長、半田委員、我妻委員、荒木（正）委員、小俣委員、酒井委員、佐田委員、鹿田委員、鈴木（將）委員、星委員、堀江委員、松澤委員、荒木（康）委員、小針委員、坂内委員、鈴木（香）委員、橋本委員、内海委員、大塚委員、小川委員、柴田委員、竹内委員、田淵委員

[次 第]

1. 開会

2. 議事

- (1) 国の子ども・子育て会議における決定事項の確認
- (2) ニーズ調査結果及び「量の見込み」算出結果
- (3) 北区次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価
- (4) その他（（仮称）北区次世代育成支援計画の施策体系の確認、（仮称）子どもセンター事業計画等のパブリックコメントの実施ほか）

3. 閉会

[配布資料]

資料 1	国の子ども・子育て会議における決定事項
資料 2	子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書（案）
資料 3	「量の見込み」の算出方法（概要）
資料 4	「量の見込み」と実績等の比較
資料 5	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」（平成 27 年度～平成 31 年度）
資料 6	北区次世代育成支援行動計画（後期）における基本理念成果指標及び施策目標と個別目標成果指標の進捗状況（平成 24 年度）
資料 7	（仮称）北区次世代育成支援計画の施策体系
資料 8	「（仮称）子どもセンター事業計画（素案）」、「（仮称）ティーンズ・センター事業計画（素案）」、「（仮称）子どもセンター及び（仮称）ティーンズ・センター配置方針（素案）」の作成、及びパブリックコメントの実施について
参考資料	委員提出資料

1. 開会

【会長】 それでは定刻になりましたので、第6回子ども・子育て会議を始めます。本日は3月の半ばということで、公私ともに忙しい中、委員の皆さまお集まりいただきありがとうございます。それでは事務局から本日の委員の出欠についてご報告お願いいたします。

【事務局】 皆さま、こんばんは。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日は欠席のご連絡はいただいております。佐田委員が遅れるということをご連絡いただいておりますが、他に報告はいただいております。定足数は満たしています。よろしくお願いいたします。

【会長】 はい、ありがとうございました。両脇の先生がいないので少し不安ですが、忙しいので、遅れてくるかと思えます。初めに事務局から資料の確認をお願いします。

【事務局】 まず、議事要旨についてですが、第1回子育て支援施策部会の議事要旨は来週中にはメールでお示しできると思いますので、内容を確認をお願いします。資料確認ですが、議事次第にありますように、配布資料は8点ありますが、そのうち、資料1、2、6、7は事前郵送で配布しております。資料3、4、5については昨日メールでお送りいたしました。この3資料については、席上に配布しております。資料8は席上配布しております。もし不足がありましたら、事務局までお願いします。その他、星委員からの要望書を配布しています。

【会長】 資料の件、よろしいでしょうか。それでは、本日の議事に入ります。国の子ども・子育て会議における決定事項について、説明と質疑を行います。資料については事前に送っていただき、委員の皆様は事前に読んでいただいていると思いますので、事務局から資料の説明を簡単をお願いします。

2. 議事

(1) 国の子ども・子育て会議における決定事項の確認

【事務局】 資料1を用意ください。国の子ども・子育て会議における決定事項についてでございます。本日、手元にない方がいましたら、挙手をお願いします。国の子ども・子育て会議におきましては、議論が進み、都道府県向けの説明会が終わりまして、それを受けて、東京都でも、市区町村に対して説明会を行っております。現在、議論が終わったものを説明させていただきます。

保育の必要性の認定についてです。子ども・子育て支援法には、施設型給付と地域型保育給付があり、施設型給付については、幼稚園は申し出をすれば施設型給付を受けなくてもよいということで枠からはみ出した形で示されています。

次の3ページ目は保育の必要性の認定についてです。「保育の必要性の事由」は後ほどご説明しますが、それに該当するかないかで分けるようになります。該当しない場合の3歳以上については、この四角の左上段にあたりますが、教育標準時間認定の1号認定にあたります。利用する教育・保育事業については、幼稚園か認定こども園となります。該当ありの場合は、保育認定ということで、3歳以上については2号認定、3歳未満については3号認定になります。2号認定は、認可保育園が主に利用する教育・保育事業に挙げられておりまして、3歳未満の保育認定は、認可保育園の他に、地域型保育事業が挙げられております。保育認定を受けたもののうち、主にパートタイム就労の方を対象とした「保育短時間」と、主にフルタイム就労の方を対象とした「保育標準時間」の2つの時間区分が提示されました。保育標準時間は、いままでどおり、保育時間は11時間が基

本ですが、保育短時間は原則 8 時間となっています。

4、5 ページについては、新しい制度における、利用できる事業の利用手続きのイメージです。幼稚園の利用手続きですが、園児募集があり、入園内定があり、利用が始まる間に、幼稚園を通じて、1号認定の申請を区にあげていただき、認定証を交付し、幼稚園を通じて、保護者に返す形となっています。下の、保育を利用とする場合の利用手順については、今までと変わりませんが、申請の間に保育の必要性の認定と認定証の交付が入ってきます。その後、利用の申し込み、利用調整があり、私立保育所を使用する場合は、保護者と市町村の契約となり、委託費として、事業者に支払うこととなります。認定こども園、公立保育所、地域型保育を利用する場合は、保護者と施設・事業者との契約となり、保育料は、施設・事業者に払うこととなります。施設型給付や地域型保育給付の支払いは、代理受領ということで、保護者に払うのではなく、施設や事業者に払うこととなります。

6 ページの保育の必要性に係る「事由」についてですが、これまで、議論されて示された内容が掲載されています。今までは、「保育に欠ける」事由として、児童福祉法施行令第 27 条に記載されていました 6 項目があり、かつ同居の親族その他のものが当該児童を保育することができないと認められることの条件が付いていましたが、新制度については、「保育に欠ける」という言葉から、「保育の必要性」という言葉に変更になり、同居の親族の取り扱いについても、優先度を調整することが可能となりました。また、⑥の「求職活動」から⑨の「育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」が付け加えられましたが、こちらの項目については、いままでは国の通知等でそれぞれの市区町村で、必要に応じて取り扱うこととなっていました。新たに国からしっかりと示されたことが大きな変化となっており、内容的には「求職活動」や「就学」について、北区では入所が来ていますので、大きな変更はないと考えております。

その下の 7 ページの保育の必要性の認定については、「事由」と、「保育の必要量」、「優先利用」を基に利用調整が図られるものとなっています。運用に当たっては、現行の運用状況を踏まえつつ、市町村ごとに運用することとなっており、現在、北区においても、同じ点数だった場合に、低所得者の方から利用をさせることも行っており、ある程度のものは、優先利用を行っています。

8 ページ以降は確認制度です。確認制度は今までになかった新しい制度です。学校教育法、児童福祉法等の認可を受けていることを前提に、市町村が対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とするものです。これから立てます計画において、利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付費を支払うこととなっています。これらの確認制度における運営基準として国から示されているものが、次ページ以降になります。

国は内閣府令を出すこととなっており、これを基に、区で条例を定めることとなっています。基準については、利用定員と就学前児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前児童の健全な発達に密接に関するものについては、「従うべき基準」となっており、こちらについては、国が定めるものをそのまま横引きする必要があります。その他の事項については、「参酌すべき基準」として、国が示すものに沿って、区が定めることとなります。こちらの事項については、11 ページをご覧ください。

利用開始に伴う基準、教育・保育に提供に伴う基準、管理・運営等に関する基準、撤退時の基準について、国が政省令を定めてくるので、それを基に区が条例化します。確認を行うにあたって、情報公表をすることとなっており、都道府県が行うこととなっていますが、それぞれの事業者につ

いて、12 ページに示すものについて情報公表を行い、保護者が施設を選ぶときの参考とする形となります。

次は、新たな幼保連携型認定こども園の認可基準についてです。認可基準については、国が定めるものを基に、都道府県が定めることとなっています。14 ページは認定こども園の改正ということで、今までの現行制度の4 類型は、そのままとなり、幼保連携型が、幼稚園と保育園がそれぞれ認可を受けていたものが、一緒に認可を受けることとなります。そして、認可基準については、15 ページの基本的な考え方として、幼稚園または保育園の高い水準を引き継ぐこととなっています。16 ページをご覧ください。既存の幼稚園、保育園から移行する場合があります、適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して、移行特例を設けることとなっています。また、施行 10 年経過後に設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討することとなっています。現行の幼保連携型認定こども園は、基本的にはそのまま移行することができます。

では、次は 17 ページの地域型保育事業についてです。地域型保育事業については、4 類型あり、小規模保育は利用定員 6 人以上 19 人以下、家庭的保育は利用定員 5 人以下、居宅訪問型保育、事業所内保育については、現在、事業所内保育は、その事業所に働いている子どもが対象となりますが、それを地域に開放した場合に、事業所内保育として、給付が受けられるものとなっています。概要については、認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例を定めることとなっており、今後、区で条例を策定していきます。国が定める基準については、「ア」に示されている「職員の資格、員数」、「秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関するもの」については、従うべき基準となっており、それ以外のもの、面積基準などは参酌すべき基準となっています。

次のページからは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の職員数や保育従事者、設備、面積、給食の設備などについて示されており、国が検討した内容となっています。小規模保育については、A、B、C 型ということで、A 型は今までの保育園の分園程度に移行することができるイメージで、C 型は、家庭的保育をいくつか合わせてグループ化して行っていたものが移行して出来ることとなっています。B 型はその中間をイメージしています。こちらについての大きな変化としましては、自園調理が求められており、調理設備が必要となっています。

続きまして、地域子ども・子育て支援事業についてです。こちらは前回の会議で説明をさせていただき、現在北区ではどのような事業を行っているかを説明しましたので、その中で、国から詳しく説明があったものについて、26 ページ以降で説明します。

利用者支援事業については、新しく設けられた事業であり、真ん中に①、②でいずれかの類型を選択して実施となっていますが、「基本型」と「特定型」があります。①は「利用者支援」と「地域連携」をともに実施する形態となっており、地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」をイメージしています。②の「特定型」は主に「利用者支援」を実施する形態で、窓口で入所等の案内をイメージしているものです。北区においては、①は今後、児童館でやることを目指しており、②は現在、入園相談係で行っているものに近いものとなっていくと考えています。

27 ページの一時預かり事業については、現状、保育所型・地域密着型と地域密着Ⅱ型があります。それに基幹型加算がありますが、26 年度の保育緊急確保事業で一般型という、地域密着型をまとめたものをつくり、その他に余裕活用型というものがあります。現在、北区で行われている事業は、

余裕活用型に近いものがありまして、この国が定めるものではなく、東京都の補助で行っているものとなっています。また現在、幼稚園で行っている預かり保育も、こちらに位置づけるということになっており、27年度以降は、幼稚園型というものができます。また、訪問型も新設されることとなっています。

28 ページは、放課後児童クラブの基準に関して専門委員会で検討されている内容の概要の報告です。従うべき基準として、従事すべき者が一定の資格を持ったもの、員数として、職員は2人以上で、そのうちの1人は有資格者とする、その他、規模はおおむね40人までとすること、面積はおおむね1人当たり1.65㎡とすること、開所日数・開所時間や、「非常時災害対策」や「虐待等の禁止」などを定めることが適当ではないかということで、これを基に北区で条例を作ることとなっています。

29 ページの公定価格については、イメージとして、公定価格から利用者負担で一部を負担、その残りを施設型給付で給付するというものです。「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から政令で定める額を限度として市町村が定める額を控除した額」となっており、市町村が定める額を区で定めていくこととなります。また、公定価格はどのように決めていくかということで、現在も子ども・子育て会議でも議論されていますが、基本的なものとしては、認定区分、年齢、保育必要量、地域区分、利用定員等、また人件費、事業費、管理費を加えて基準額を定め、それに加算額がつくイメージです。

最後のページは施行に向けて検討中の事項ですが、保育の必要性の認定、認可基準、確認制度、配置基準を合わせて、公定価格をどのようにしていくかは、現在検討されているところです。説明は以上です。

【会長】 ありがとうございます。資料1について、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

【委員】 要望ですが、28ページの放課後児童クラブの基準に関する報告書ですが、北区で取り入れていただきたいのは、4番の参酌すべき基準の「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上が適当」となっていますが、2012年の学童保育学会が出している「現代日本の学童保育」という本の中に、面積が1.65㎡ではかなり狭いという意見があるので、できれば1.98～3㎡が望ましいと書いてありますので、是非ご考慮いただければと思います。また、放課後児童クラブについて、障害児の利用、外国人への対応や、他の区では指導員が足りないという意見が出ていますが、北区では足りているのでしょうか。

【事務局】 学童クラブの人員の配置については、正規が1名、その他で1名の2人体制としています。面積の1.65㎡についてですが、学童クラブのガイドラインにおいて記述がされていますが、現行59クラブありますが、区民の要望が強く、状況に応じて人数を増やしているのです。クラブによっては1.65㎡をオーバーしているところもあることが現状であり、それをさらに上回ることは難しいのが現状です。

【委員】 今の発言に関連しますが、これからは休日も開設するという事で理解してもいいのでしょうか。休日につき、8時間以上を原則としてと書いてあります。現行は平日だけですよね。

【事務局】 参酌基準ということで、それぞれの地域の実情を踏まえてということですので、今のところは想定していません。

【委員】 なぜ質問したかということ、放課後子どもプランとの関連が見えないからです。北区で放課後子どもプランを増やして行く中で、学童クラブとの関連は高いと思うのですが、今お答えになったよう

に、北区ではこれからも平日で進めていくという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】放課後子どもプランの運営については、現時点では現状の実施日を継続していくことを前提としています。放課後児童クラブについては、新たに専門委員会の報告書に基づいた基準を区の条例で定めることとなっています。会議からも出ている意見として、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携して、一体的に実施している例もありますので、そのような工夫は認めていくべきということも言われていますので、北区が目指している方向は、ここに示されているものがあっても、方向性は変わっていないと考えてよいと思います。

【委員】：いずれにしても、休日は現時点では考えていないということですね。

【事務局】休日の意味ですが、平日ではない日と考えれば、土曜日もどのようになっているのか、1日8時間以上やっている、長期休業中でも行っているの、実施日にあたると考えています。

【委員】夏休みは現行やっていますが、日曜祝日はやっていませんので、整合性が違うのかと思いました。

【会長】他にいかがでしょうか。

【委員】27ページの一時預かり事業についてですが、国が定めたものとなっていると思いますが、北区の場合はどのように一時預かりを行っていくのか。保育園では0～5歳児を預かっているの、3、4、5歳のお子さんは一緒に保育を進めていくのは出来ると思いますが、0、1、2歳のお子さんも一緒に保育をするというところで、最初はお母さんと一緒に来ていても、ずっと泣いているお子さんもいます。人権、人手の問題、認可保育園では床面積基準や保育士配置基準などがあります。そのあたりの余剰な職員、一時預かりに必要な職員を用意する余裕はありません。現在、行っている一時預かりは、当日の欠席状況や職員体制を考慮して預かれると判断した時に行っています。確実に人員配置基準は最低基準を割っている現状です。面積基準もめいっぱい預かっている状況ですので、厳密に言ったら面積基準も下回っています。また、国の方針において、一時預かりを進めていくとなると、現状、現場は厳しい、厳しいというのは、子どもの安全性も配慮していかなくてはいけないので、北区の方針としてどのように考えていますでしょうか。

【事務局】今回の資料は国の定めようとしている、政省令のベースとなるものとして示しています。一時預かり事業についても、ニーズ量を算定して、それに対してどのように確保していくのかは、今後の話であり、定員をめいっぱい引き受けていることは承知しておりますので、そこにプラスして預かってもらおうとしているわけではありません。

【会長】よろしいでしょうか。

【委員】国の子ども・子育て会議での決定事項ということで説明を受けましたが、これを参考に区で実施、条例化を進めるとは思いますが、進める中で国で示している基本指針がありますが、子どもの最善の利益、子どもの観点に立って発達を保障するという観点がありますが、とりわけ、その中でも子どもの最善の利益が確保できるという視点と、すべての子どもとその家庭を対象とするという視点、保護者が子育ての第一義的責任を有するという視点、ワークライフバランスが図られるような労働環境の整備の視点的実現が図られるよう、向き合っていただき、条例、施策を作っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【会長】はい、ありがとうございます。

【委員】25ページの子育て短期支援事業について、とてもありがたい事業ではありますが、申し込みは利用する7日前までに行うこととなっていますが、利用者が本当に急を要する場合にも対処できる

ような仕組みを作っていただきたいと思っております。預かる養護施設も1箇所、いっぱいになってしまうと、困ると思いますが、他の施設との連携や、ファミサポ会員への時間の延長や泊まりをお願いしたらと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】ショートステイ、トワイライトステイは星美ホームで実施しており、1週間前までに申し込みをお願いしていますが、都合がつく場合は、7日前ではなくても受け入れるようになるべく、頑張っています。ファミリーサポートセンター事業については、現在は泊まりこみで子どもを見ることは行っていません。会員の生活もありますし、会員の方は、区民の方で、地域で子育てをしてもらおうという形で、有償ボランティアで行ってもらっていますので、今のところは泊まりまでは考えていません。

【会長】よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

【委員】27ページの一時預かり事業の④についてですが、冊子自体が国の決定事項ということで、北区で出来るかどうかは分かりませんが、どんなことを目指していて、どんな方が派遣され、どの程度実行しようとしているのでしょうか。

【事務局】こちらの訪問型につきましては、普通の保育についても訪問型がありますが、国では集団保育が難しい子どもに対して、訪問型が有効になるのではないかとということで、制度設計しており、一時預かりにおいても訪問型をつくっています。現実問題として、どのような事業者がやれるかは未知数となっています。

【会長】よろしいか。議事1については終わり、次の議事(2)に移ります。

(2) ニーズ調査結果及び「量の見込み」算出結果

【事務局】資料2の厚い冊子をご覧ください。ニーズ調査の報告書案となっており、部会で単純集計と抜粋の速報版を配布しました。そちらの内容を含め、冊子にしました。また、内容については、事務局でもしっかりと精査が出来ていません。意見をいただきながら精査をします。自由意見についても整理ができていませんので、意見の分類も行いながら、整理をしていき、報告書に記載していきます。

【会長】ありがとうございます。ニーズ調査の結果報告書ですが、意見はありますか。

【委員】確認ですが、部会で示した文面ですが、会議の時のやりとりは直っているのでしょうか。

【事務局】はい、子育て施策支援部会で意見をいただき、その後で就学前教育・保育部会で配布したもののからも修正をしています。

【委員】ありがとうございます。

【会長】他にいかがでしょうか。内容についてはこれから精査していくわけですが、事前に配布いただいておりますので、お気づきの点あればお願いします。

【委員】クロス集計について、基本的にクロスしているものは、年齢が主なものとなっているのでしょうか。それ以外のものもクロスをするものはありますか。読み込むのに、どの質問とどの質問がクロスされているのかが分かりづらいので、一覧、参照となるものはいただけないでしょうか。

【事務局】資料としましては、手持ちがあるので、メールでお送りします。基本的には年齢と、多いのは母親の就労状況別のクロスです。細かいクロスを行っておりますが、内容によっては、「フルタ

イム」と「パートタイム」、「就労していない」の3区分の方が分かりやすいものもあると思います。とりあえずの報告書ですので、計画を策定していく中で、前回の行動計画には、ニーズ結果をグラフ化したものを掲載していますので、こちらに載せる段階で、新たなクロスを載せることも可能かと思っています。今の段階で、いろいろクロスしてしまうと、冊子ばかり大きくなってしまい、分かりにくくなってしまわないかと考えています。

【委員】ありがとうございます。

【会長】他にありますか。

【委員】先ほどの結果の意見として、我々医師会の意見として、病児・病後児保育のところで利用希望は半数位いますが、実際の利用者は2割程度となっており、そこに乖離があって、実際に病児・病後児保育を利用したくない人については、どういった理由でという設問がありますが、利用したいのにできていない理由がこのアンケートからは見えないというのと、病児保育と病後児保育は少し違うのではないかと考えています。実際に必要なのは病児保育であって、感染症などで、病児保育で預けられない部分であって、ニーズがあるのに受け入れられないということと、北区では1箇所しか行っていないため、地域的にそこまで行けないのか、結果からでは分かりません。クロスで分かればと思います。しかし、なかなか難しく、もう一つ設問をかませなければいけなかったかもしれません。結果を見た感想では、今後、施設を増やしていくのか、病後児だけをもう少し考えていくのかなど、次の手が分からないと思います。

【会長】今の委員の意見は感想ということで、何か病児・病後児保育で何かありますか。

【委員】今の時期、発熱、インフルエンザの子どももいるのではと思いますが、38度近くまで発熱すれば、親に連絡をして、お迎えのお願いをしています。仕事の都合上、なかなか医者に連れていけない状況もあるし、私どもの家族も保育園に預けていますが、休暇も底をついており、休めない、抜けられないという気持ちもあるのではと思います。病児・病後児保育は使ってみたいという気持ちがあるのと、前もって予約でお願いして、いつもの保育園と違うところに預けに行かなければいけないという不便さを感じているのではないのでしょうか。熱が出た子どもでも、病後の子どもでも保育園で預けることがよいのかといった時には、子育て支援というなかで、保護者の仕事の都合で、病気がちな子どもを預からなければいけないのか。子どもの預かり方といいますか、病気の時はご家庭で療養していただきたい、保護者に面倒を見ていただきたいという気持ちがありますので、板ばさみの状態となっている部分があります。そういう部分が色々関連してくるのではないのでしょうか。利用したいけど、実際には利用しにくいという気持ちがあるのではないのでしょうか。

【委員】母親の立場からすると、熱があって、唸っている子どもを外へ連れていくのが忍びないし、大変であって、病院に行くにも、近くの病院に行って、直ぐに帰ってくるということもあるので、もし電車やタクシーなどを使って、移動距離があるとすると、使うことは考えてしまいます。

【委員】それに関連して、実際にアンケートの結果で、「預げたくない」、「他人に見てもらうことが心配」という人が半数います。親は、一番ひどい時は看たいという気持ちはあると思います。ニーズがあるのは、インフルエンザで、1、2日で熱が出て、登園基準というものがあって、熱は下がっているが、まだ保育園には行けない日数であったり、水疱瘡で本人は元気であるが、発疹がまだ消えていないということなどがあり、仕方がないことで、感染を防ぐためにブロックをするのですが、親は仕事を1週間休まなくてははいけない。そういう部分で、結構ニーズがあるのではと思います。本人は元気だけど、保育園では預かってもらえない、ただ、規定の中で感染症については医師の許

可がないと預かってもらえないことがあって、問題となってくると思います。しかし、病児になってくると、施設の問題などもありますので、アンケートから見える乖離の原因なのかと思います。

【会長】ありがとうございます。他に意見はありますか。

【委員】今の話題に関連してなのですが、どうしても施設ありきとしての会議であるので、このような話になっていると思いますが、先ほど理念の部分で話したとおり、子ども第一、子どもの目線で考えていかなければいけないと思います。そう考えると、病気の時親から離されるのはどうか、もちろん仕事の環境もあり、仕事に行かなければならない事も分かりますが、それを言っていたら、いつまでたっても子どもは置き去りで、大人の都合で子どもを育てなければいけない環境になっていきます。視点の中の、就労環境の見直しという観点からも、どのような社会を北区として作っていくのかにも視点をあてて、行政主導ということはなかなかいかないと思いますが、我々も知恵を出し合っていかなければならないと思っております。

【会長】他に意見はありますか。

【委員】クロスは地域別の集計は考えているのでしょうか。

【事務局】今回は、地域別はできていないので、回答された方の地域は掲載していきます。あとは、今後、量の見込みを出すときに、就学前教育・保育部会で3地域に分けるという話をしましたので、3地域の需要の見込みを出す予定となっています。

【会長】よろしいでしょうか。それでは、資料3について事務局から簡単をお願いします。

【事務局】量の見込みの資料3、4、5について説明します。資料3は国の子ども・子育て支援法に定めております「子ども・子育て支援事業計画」の量の見込みを算出するために、算出の手引きと計算シートが配られました。資料3については、国が作った量の見込みの算出の手引きを概要版として東京都が作成したものであり、現在、国がこのような形で量の見込みの算出を考えていることをご紹介します。

資料3の1ページ目、量の見込みの算出の流れですが、現在の家庭類型を算出します。次に、潜在的な家庭類型に置き換えまして、そして、3番の教育・保育の量の見込みを算出します。それから地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出することとなっています。基本的な算出式については、推計児童数に潜在家庭類型の割合を掛け、そこに利用意向率を掛けて量の見込みを出すこととなっています。アンケート結果の速報を出す際に説明を致しましたが、全国共通で量の見込みを算出する項目でございます。

2ページ目に、家庭類型の算出ということで、家庭類型は8類型となっています。父親、母親どちらかがパートタイムのタイプCの月120時間以上というのは、新しい制度では、保育標準時間の利用となります。また、「下限時間～120時間の一部」となっていますが、これは保育短時間を考えているものです。下限時間ですが、下の注意書きで、「各自治体で48～64時間の間で定める」となっていますが、北区では、現在、下限時間は48時間となっているので、48時間として計算を行っております。Cダッシュについては、就労時間が下限時間未満であったり、下限時間に近いものとなっています。CダッシュとD、EダッシュとFが幼稚園利用の教育標準時間認定を使うだろうという想定の家家庭類型となっており、ひとり親、両方ともフルタイム、フルタイム・パートタイム、両方ともパートタイムで下限時間以上使ってくると思われる家庭を保育認定②と保育認定③としています。また、共働き家庭であっても、現在幼稚園を利用している方については、保育認定の①となっており、教育標準時間認定、幼稚園利用となっています。現在の家庭類型を算出しまして、

4 ページ目の潜在的な事由として、フルタイムへの転換の希望がある人、1 年以内に就労したいという方を入れたものが潜在的な家庭類型となっています。

5 ページ目後半以降は、算出方法として、1 号認定から、2 号でも幼稚園の利用意向が強いと想定されるものと、保育園の利用と想定されるものと分けられています。また、3 号認定ということで、3 歳未満の保育サービス利用希望を出すこととなっています。その他に、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを出すものとして、時間外保育、学童クラブ、短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等を出すこととなっています。

続きまして、資料 4 を説明します。資料 3 に基づき、ニーズ調査結果から、国からのワークシートに落とし込み、出した結果となっています。資料 4 で 27 年度の量の見込みをとりあえず出してみました。こちらは速報値となっているので、今後は北区の現状を踏まえて検討していく必要があると考えています。

資料 5 は、各年度算出することとなっておりますので、27 年から 31 年までの量の見込みを出しています。資料 4 について、平成 27 年度の推計児童数と平成 25 年 4 月 1 日現在の児童数を示しています。推計児童数ですが、前に配布した北区の人口推計をもとに計算しました。北区が示している人口推計は、日本国籍の方のみとなっているので、外国籍の方の割合をかけ合わせて出したものとなっています。25 年の児童数は、今までの人口推計は、少子化ということで子どもの人数が減ってくる流れの人口推計となっていますが、ここ 2 年くらい未就学児 400 人ずつ増えています。人口推計を 26 年 1 月 1 日の人口と比較すると、すでに逆転をしましており、今後どのように使っていくかが課題となっています。資料 5 に人口推計を示していますが、資料作成のために作ったものとなっています。それぞれの年齢で人口が減少していますが、24 年からは人口が増えてきていますので、それを加味してもう一度人口を出し直さないと、きちんとした数値が出てこないのではと考えています。また、教育・保育の需要見込みですが、資料 4 の 1 ページは、国が示したワークシートに落とし込んだものとなっています。全体の割合が、幼稚園の計が 25.47% で 3,606 人となっており、保育利用の計が約半数、在宅子育てが 3,508 人となっています。裏面上の段、平成 25 年 4 月の利用状況となっています。現在、区民で区内以外の幼稚園在籍児童数が 3,214 人、保育サービスを歳児別に出しています。在宅で子育てされている方が 5,238 人で 37.3% となっています。数値を比べると、0 歳の数値がかなり乖離していることがわかると思います。0 歳の需要見込みが 1,284 人と出ており、0 歳の人口の 56.6% となっています。カッコ内はそれぞれの年齢の中での割合となっています。0 歳の 56.6% が保育所なりの保育サービスの利用を希望しているということとなりますが、現状では 0 歳で保育サービスを利用しているのは 476 人で 20% 弱となっています。0 歳の保護者の回答からすると、すぐに使いたいというよりも、今後使っていきたいというものが現れていると思います。今後、詳細な検討が必要だと考えており、在宅で子育てをしている方が 37.3% ありますが、需要見込みでは大幅に減り、24.78% となっています。

裏面以降は、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとなっています。国からのワークシートから出てきた見込みと、現在どれだけの人が使っているかというものを比較しています。かなり乖離していることがわかると思います。学童クラブについては、就学前調査のものではなく、小学生の保護者にも調査をしましたので、そこから数値を拾っています。ショートステイの量の見込みが、大きくなっており、実績に比べ 20 倍くらいとなっていますが、こちらについては、回答いただい

た方が、3人となっており、そのうちの一人が年間30泊位利用している回答となっており、他の方が1泊でも、その方が30泊となっていると、3人合わせて32泊となってしまう、北区の平均が10泊となってしまうと。一時預かりについて、幼稚園の一時預かりは、24年度の実績は97,528人日と延べ人数となっており、1号認定、2号認定で幼稚園希望の方が、預かり保育の利用を希望していることが見て取れます。病児・病後児保育事業については、平成24年の延べ利用人数219人日となっていますが、量の見込みは16,575人日と出ているので、実際とは違った数値が出ていると思います。中身は事務局でも精査させていただき、部会で人口の増減も含めてどのように考えていくかの検討が必要かと思います。また、こちらは北区全体の数値となっていますので、正式な量の見込みは、北区は3地区に分けてどうしていくかを考えていくことが必要だと思っていますので、3地区に分けた時に違った数値が出てくるのではと思います。

【会長】資料の3、4、5について説明がありました。いかがでしょうか。

【委員】量の見込みの算出をして、施策をつくっていかないといけないことは理解をしています。ですが、量の見込みの算出ありきで、これだけで議論が進んでいくことについて、質、内容の議論がされないままに進んでいってしまうのではないかという危惧と違和感を感じています。3歳、5歳の子どもがおり、部会は就学前教育・保育部会に参加していますが、スケジュールについても、量の見込みについては議論していくこととなっていますが、質については、議論がされないであろうと感じています。私は1人目は認可外保育園に入れた経緯があります。当時、待機児童も多く、認可保育園に入れず、不承諾書が届いて、どうしたらいいのかが分からず、目の前が真っ白になった状況でした。区から紹介を受けて、認可外保育園に入れましたが、その当事を思い出すと、とても助けられました。たまたま保育園に入園しなければいけない同じタイミングで、開設された認可外保育園だったので、その保育園がなかったらどうなっていたのだろうかという思いがありました。そちらに入れたことによって4月から仕事に復帰できましたが、そちらの保育の質が悪かったわけではなかったのですが、だんだんとお迎えが憂鬱になってきました。理由は、迎えに行くたびに、先生が子どもを怒鳴っていました。保育園はこういうところなのかと、思ってしまったのですが、どうして怒鳴られなければいけないのだろうか、迎えに行くたびに憂鬱でした。その時の気持ちは、早く別の保育園に移してあげたい、先生も一生懸命やってくれてはいましたが、もっと広い保育園に移してあげたいという気持ちが毎日あり、仕事が手につかないわけではなかったのですが、とにかく早く転園させてあげたいと思っていました。運良く、半年後に転園できて、認可保育園で、以前の保育園に比べて広い保育園に移れて、涙が出るくらいうれしかったです。今、冷静になって考えてみると、認可外の保育園の先生達も一生懸命で、ストレスをためるくらい、頑張ってくれていたのですが、比較して考えると、どうしても狭さは子どもにとっても、大人にとってもストレスであったと思います。園庭が隣接していて、窓を開ければ木が見えたり、花が見えたりという環境と、壁に囲まれて小さな窓しかない環境では、保育をする側もされる側もストレスを溜めるのではと思いました。ですので、私の経験から量の解決はいずれにしろ必要だとは思いますが、それだけで話が進んでしまうと、最終的なしわ寄せは子どもにいてしまいます。質や内容についても目を向けるべきだと感じています。

【会長】ありがとうございました。今日、何度か委員からもありましたが、量も大事だが質、子どもの最善の利益を考えることが毎回のように出ているので、よい会議になっていると思いますので、遠慮なく意見をいただければと思います。他はいかがでしょう。

【委員】国が出している計算式なので、仕方がない部分もあるかもしれませんが、この数値をどのように捉えるかという部分になってきます。事務局も数値の見直しが必要と言っていますので、しっかりと精査をして、我々としては、25年度の実施状況と比べて、あまり乖離しない数字が需要見込みとしてありがたいと感じています。発達段階の質の高い教育・保育、子育て支援が提供されることが、指針の中でも抜けておりましたので、そのためには保育士や教諭の質の向上も必要となってくると思っていますので、そのあたりの施策も含めて、検討いただければと思います。

【会長】ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【委員】ショートステイのアンケートの件ですが、1人の方が何回も使っているということでしたが、利用回数に限度があると思います。この施設が1つで、この先大丈夫なのでしょうか。

【鈴木児童虐待対策担当課長】ショートステイ・トワイライトステイについて、子どもショートステイは年間7日以内、子どもトワイライトステイについては年間30日以内と利用日数は決まっています。ですので、この回答者は北区以外での使用も想像されますし、ショートステイとトワイライトステイを合わせて回答されたのかもしれませんが。現在、ショートステイ・トワイライトステイの実績がなかなか進んでいない状況もありますので、今の実績の状況を見ると、このままでやっていけるのではと考えています。

【会長】よろしいでしょうか。他にありますか。

【委員】資料4の(1)の表と4月利用状況の表ですが、保育利用計は、0～5歳児の数値は分かりませんが、幼稚園は0歳からはないので、1号認定の3歳から5歳のほうが分かりやすいのではないのでしょうか。在宅子育てについても、0～5歳で一括りとなっていますが、それぞれの年齢によっても違うと思いますので、反映できれば分かりやすいと思います。

【会長】今の意見についてはいかがですか。

【事務局】利用率の0～5歳は、22.9%は全体の0～5歳の人口に対する割合となっていますので、0～5歳とさせていただきます。在宅子育てについても、0～5歳の37.3%も、0～5歳の人口から算出しています。こちらいろいろな数値に関しては、分かりやすい表が今後できればと考えています。

【会長】ありがとうございました。他にありますか。

【委員】子どものことを最優先に考えることや、保育士の質に関する話が出てきていましたが、合わせて労働者の立場向上も目指していただきたいと思います。保育士もストレスを抱えているのではという意見もありましたが、ストレスを抱える要因として、保育士の労働条件によるところも考えられると思います。すべて両立させるのは難しいかもしれませんが、労働条件の向上、例えば賃金、労働時間、休暇日数、有給取得率の向上、研修制度や施設環境の充実なども鑑みて議論していただければと思います。労働条件が向上することで、仕事に対するモチベーションが高まり、保育士の質の向上さらには子どもの利益にもつながると考えます。

【会長】私も、保育者養成にも携わっていますので、大事な指摘をいただきました。

【委員】今の話に関連して、先生の労働状況について、実際、子どもが通っている保育園の先生達も大変そうだと感じています。何人かの先生が体調崩して休んでいます。どうも区の方では、保育士の数は足りていないと聞いていますが、現場は足りている状況ではないと聞いています。体を壊す先生がおり、子どもも突然先生が変わると、不安定になっています。体調が悪くなる前に、なんとかできるようにできないかと保護者の立場からも思っています。

【会長】それではよろしいでしょうか。意見ありがとうございました。部会で議論を深めてもらえればと思います。続いて、議事（3）北区次世代育成行動支援計画（後期計画）の評価について、事前配布されていますので、事務局から簡単に説明をお願いします。

（3）北区次世代育成行動支援計画（後期計画）の評価

【事務局】資料6を事前配布しています。こちらは第2回の会議の時に説明をしまして、その時に、ニーズ調査の結果が出ないと、指標の評価が出ないということで示したものについて、網掛けになっているところが、結果として出てきたところですので、ご覧下さい。また、成果指標について、例えば、「北区は子育てしやすいまちだと思う」と回答した人の割合を増やそうとした目標となっていますが、こちらは両方とも下がっており、進捗状況としては、前年度より後退ということで黒い三角が付いています。

次の「子育てが“とてもつらい” + “つらいことが多い”と回答した人の割合」については、就学前は下がっていますが、就学児の保護者については、増えていますので、現状維持かどうかは分かりませんが、このような結果となっています。

次の「子育てしやすいまちだと思わない理由として「子育てに関する情報が得にくい」と回答した人の割合」についても、就学前は下がっていますが、就学児は上がっているため、○の印をつけていますが、四角に修正をお願いします。

次の「子どもを健やかに産み育てるために必要なこと」については、今回調査を行いませんでしたので、「調査未実施」となっています。

次の3項目の真ん中、「子育てサークルに参加している保護者の割合」については、上向きの矢印が目標でしたが、両方とも下がっているため、黒三角となっています。3ページ目の「子育てしやすいまちだと思う理由として「地域の子育てネットワークができています」と回答した人の割合」については、両方とも後退していますので、黒い三角がついています。

次の「学力格差は広まっていると“そう思う” + “どちらかというと思う”と回答した人の割合」については、前は「そう思う」という人と「どちらかというと思う」を合わせた割合が81.7%で、今回は教育ビジョンのアンケート結果から、73.4%で減っていますので、黒三角がついていますが、○に修正してください。

4ページについて、「子育てで悩んでいること、気になることとして「病気や発育・発達」と回答した人の割合」は、両方とも増えているので進捗状況としては黒三角となっています。

5ページの、「子育てが“とても楽しい” + “楽しいことのほうが多い”と回答したひとり親や障害のある子どものいる家庭の割合」は、次世代のアンケート結果は89.4%でしたが、今回は、前は4段階でしたが、今回は5段階でとっており、56.2%と大幅に減となっています。ただ、「どちらとも言えない」を合わせると考えても、前回は届かないので、黒三角になると思います。

6ページの「ひとり親家庭の正規職員の割合」については、前回のアンケート結果では64.9%でしたが、今回は53.8%になっているためマイナスの黒い三角となっています。

7ページの「事業所におけるワークライフバランスの関心度」について、“関心がある”と“どちらかといえば関心がある”を合わせますと、47.3%と下がっていますので、進捗状況として黒い三角となります。「男性の「男は仕事、女は家庭」と回答した人の割合」は、前は37.9%でしたが、今回は39.4%と上がっていますので、黒い三角となっています。

最後の「休日に子どもと接する時間が3時間以下の父親の割合」については、両方とも下がっているのに黒の三角になっていますが、○に修正をお願いします。報告は以上ですが、全体としては、上がらなかったというのが感想で、今後も様々な計画が必要だと考えておりますので、この会議で議論をいただきながら、子育て支援策を考えていかなければと思います。

【会長】 それではご質問あればお願いします。

【委員】 ニーズ調査との関連で、部会の時にクロスをどのようにとるかということが、公募委員から意見として出ていたかと思います。今回の資料6の家庭の育てる力のしくみづくりの、「子育てがづらい」、「楽しいこともあるが、づらいことの方が多い」と回答した人の割合がありましたが、これの結果を見ると、73ページにあります、「づらいことの方が多い」と回答した人が、どのようなことについて感じているかのクロス集計をとると意味があるのではという発言が前回ありましたので、今回、目標を右下下がりにするという意味においても、この関係をみるなかで、今後、どのような子育て施策を展開していけば、これを下げることが出来るのかといった議論につなげられるのではと思います。また、相談できる人の有無のクロス集計をとってみても、そのあたりのフォローができるのではと思います。

【会長】 この調査結果は精査していくとのことですので、今の意見も取り入れていただければと思います。

【委員】 3ページに学力格差が広まっているかというものがありませんでしたが、その感想をお願いします。

【事務局】 3ページの学力格差が広がっているかについては、数年前は2つの学力層に分かれているようになっていっていましたが、今回都の学力調査の状況を見てみると、標準的な分布となっておりますが、ただ、A B C Dの4つに分けたとき、高い方がAとすると、Cの方が若干多い、少し下のほうに頂上が来ています。格差というより、中間層がもう一歩というところにいる子どもの数が北区には多く、もうひと押しすると伸びる傾向となっております。もうひとつ、教員の資質については、教員の指導がよいと回答した割合ですので、前回は45.9%となっているので、今回は45.1%で0.9ポイントほど下がっている状況にあります。これはいわゆる団塊世代が問題となっており、ベテラン先生が退職し、経験の浅い若い先生が増えている状況からみると、それほど下がっていないのではと思っています。教科外教育の充実度については、36.5%となっており、前回は40.1%となっており、まだ精査していませんが、例えば部活動などに関わってくるのではないかと考えております。

【会長】 よろしいでしょうか。

【事務局】 ただいまの4ページの一番上ですが、○印をつけていますが、両方とも下がっていますので、四角か黒い三角に修正をお願いします。

【会長】 その箇所の修正をお願いします。よろしいでしょうか。何かありましたら、後ほどメール等でもお願いします。それではその他について事務局をお願いします。

(4) その他（(仮称)北区次世代育成支援計画の施策体系の確認、(仮称)子どもセンター事業計画等のパブリックコメントの実施ほか）

【事務局】 それでは、資料7をご覧ください。こちらは2月のそれぞれの部会で意見をいただきました。こちらの内容で施策体系を考えていきたいと思っています。個別目標やその中身の記載について工夫をしていきたいと考えています。

【会長】 資料7について意見ありますか。

【事務局】星委員からこちらに関しての意見要望があり、紙でいただいているので参考にさせていただければと思います。

【委員】紹介ありがとうございました。本日意見書という形で、提示をいたしましたので、議事録にも掲載をしていただければと思います。

【委員】前回も同じ質問をしましたが、多様な文化的背景のある子どもをどこに位置づけるか、4の「特に配慮の必要がある子どもとその家庭への支援」に入れるのがひとつの案があるのではということ意見を述べた時に、事務局からこの問題は全体に関わる問題なので、配慮の必要がある子どもとその家庭への支援ではなく、1の家庭の育てる力の支援や全体にかかっていくところではないかという意見が有り、部長から1にするのか、4にするのかは、どのようにするのかは検討するということでしたが、今の事務局からの説明ですと、この枠組みに入れずに、コンテンツ内容の中で、これを踏まえて述べていくというように捉えたのですが、これについてコメントをお願いします。

【事務局】多様な文化背景の方の支援について4の個別目標にたてるのはきついと考えました。そして、現状でもなるべく同じような形で支援ができればと考えていますので、外国籍の方も多くおり、それぞれの保育園でも対応をしていただいておりますので、個別目標を書き込んでいく中で、必要であるということを書き込んでいきます。

【委員】もう1点、前回、佐田委員と我妻委員から、子どもの人権教育の問題が出てきました。とても重要ということで、真ん中に「子どもの人権を尊重し『子どもの最善の利益』の実現を目指す」という中から施策が出てきているとすると、子どもの人権の啓発の項目も入れ込むのも有効ではないかと考えていますが、教育ビジョンとの関係で人権教育を北区で進めていくこととなると思いますが、北区の次世代育成支援計画の中にも位置づけることは重要だと思いますが、それについてかなり意見が出ていますと思いましたが、コメントがあればお願いします。

【事務局】教育ビジョンの中で、そこまでの細かい検討が残念ながらできていない状況ですが、重要ポイントだと思います。普通に考えれば、未来を担う人づくりの、「こころとからだの健全な成長への支援」に絡んでくると思いますが、人権という言葉を入れるかは検討していきますが、とても重要な課題であることは認識しています。

【会長】他にいかがでしょうか。

【委員】施策体系については、変更できないということは理解しましたが、意見として、1番の(1)「保育ニーズに対応した」という部分ですが、保育ありきに受け止めてしまうので、「多様な子育てニーズ」ということであれば、家庭での保育ニーズ、子育ての権利もあると思います。4の(4)「生活困窮家庭への支援」ですが、家庭だけでなく子どもに直接支援がいくものを細かく入れていただきたいと思います。外国人の対応ですが、保育園や幼稚園にはいろいろな国の方がいます。園や学校からの手紙が読めない人や、子どもが読めるようになって、行事や保護者向けの内容が理解できずに行き違いがあったり、連絡網が伝わらず、緊急時の対応に困っている話を聞きます。以前は国際交流課というものがあつたと聞きましたが、今は総務課が対応しているということですが、子どもがいる保護者の対応をする窓口を作っていただけたらと思います。義務教育終了後の18歳未満の子どもの支援に関しても、どこかに入れていただければと思います。未成年の自殺者が増えており、未成年の自殺者971名のうち、学校に行っていない子どもの自殺者が587名となっています。どうしても乳幼児に目が行きがちですが、学校へ行く就労以外のところもどこかに入れればと思います。

最後に、現行計画の目標の中に、サービスの質の向上と利用援助の仕組みづくりという項目がありました。現行計画にはなくなりましたので、計画終了後の評価を内部だけでなく、会議のメンバーなどで評価するなど、第三者評価する場をつくっていただきたいと思います。

【会長】ありがとうございます。いまの指摘について、事務局ありますか。

【事務局】貴重なご意見ありがとうございます。個別のことを書いていく中で、様々なことを書いていく必要があることは認識しています。計画の評価は、PDCAサイクルに乗せて、それぞれ評価をしていくことは、事業計画はじめ、求められているので、きちんと見直しをしながら後の計画に繋げて、時代の流れも早いので、時代に合ったものができればいいと考えています。

【委員】4番の「特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援」の部分で、(4)の生活困窮家庭では親も大変ですが、子どももとても大変で、例えばボランティアで子どもに学習を教えるグループが北区でもやっと立ち上がっていますが、私が知る限りではまだ1つしかありません。また、外国籍の子どもに日本語を教えるグループもいくつかあります。そういったボランティアのグループは、行政ができないところを地域で補っていくことで、子どもの生活が楽しくなったり、充実していったり、また学力に直接関わってくるので、区内のボランティアと協働していくと私はいいと思います。前向きに考えていただければ、子どもにとってとてもプラスになると思います。

【会長】ありがとうございます。委員の皆様からとても重要な意見をいただいています。

【委員】資料6の1番最初の評価で、ニーズ調査の結果を踏まえても、就学児童の保護者の「子育てしやすいまちだ」と回答したポイントが10ポイント以上落ちています。北区として今後、計画を作るにあたって、具体的にどのようにしていくのかが重要だと思います。資料7の施策体系は、我々の意見を反映しているようですが、前回の資料が仮の個別の案として出ていたかと思いますが、この指標がないと、文言上まとめていってもある意味、意味がないと思います。具体的な施策とニーズ結果と成果指標の今後の出し方をリンクさせていかないと、もしかしたら具体的な良い方向性が進んでいるにも関わらず、結果として、指標上は悪化していることにもなると思うので、この4点がどのようにリンクしてくるのが見えてこない、個別に何かを固めるのは危険であると感じています。個人的に、就学児の母親として、保護者からの意見や子どもの姿を見ている、一人で家で過ごす時間が多いですとか、今後の児童館の役割が変わっていく中で、子どもたちが社会あるいは同年代の人間と本当にうまく関わっていったり、大人とどのように関わっていけるのか、アンケート結果からも世帯収入の格差が大きいと思いますので、ある程度の収入がある家庭では、当然、高学年で習い事、学習塾に通わせていますが、そうでない層は、ボランティアで学習をサポートしているということですので、そのあたりまで踏み込んでいかないと、児童館が心のよりどころになっていた子どもたちの切捨てになってしまうのではないかと感じました。

【事務局】成果指標のところですが、今回後期計画ではかなり膨大な量がありました。そこも含めて検討が必要であると考えています。

【会長】非常に大事なご指摘をいただきました。この資料6、7に基づいた点についても、部会で検討を進めていきます。部会は2つにわかれています。意見等がありましたら文書等を出していただければと思います。それではパブリックコメントについてお願いします。

【事務局】資料8をご覧ください。今後の児童館のあり方に関する基本方針に基づきまして、子どもセンター、ティーンズ・センターの事業計画と配置の方針についてパブリックコメントを行うものです。2番のパブリックコメントの実施内容ですが、子どもセンターとティーンズ・センター2つの事業

計画と、この2つの配置方針を一つにした冊子があります。これをパブリックコメントにかけていきます。意見提出期間ですが、広報3月20日号で掲載し、4月21日までの提出期間となっています。それから、3の経過及び今後の予定ですが、3月に素案が完成し、定例会にかけたところです。パブリックコメントの実施の結果を第2回の定例会に報告し、意見をいただき、8月ごろに素案が取れるスケジュールとなっています。10月以降、子ども・子育て会議に報告いたします。

【会長】ただいまのパブリックコメントについて意見はよろしいでしょうか。本日机の上にあるいくつかの資料について、パブリックコメントを実施するという事です。委員の皆さんも意見がありましたら、意見の提出期間と同じくらいで意見をいただければよろしいでしょうか。

【事務局】こちらはパブリックコメントという形でお寄せいただければと思います。一般の方に先駆けて子ども・子育て会議委員に配布をさせていただきました。

【会長】それではその他として、星委員からの1枚の意見要望について説明はいいですか。意見要望をお読みいただきまして、議事録にも掲載をしてください。それでは、最後に今後の日程についてお願いします。

【事務局】次回の会議は、部会で示したように、4～8月までは部会を開催する予定となっています。全体会は9月を予定していますが、部会で配布しました資料については、部会委員でない方にも資料提供をしていきたいと考えています。また、会議の資料や議事録には北区ホームページのデジタル区政資料室に掲載しておりますので、適宜ご覧いただければと思います。4月の会議は、就学前教育・保育部会については4月22日、子育て支援施策部会は5月21日の予定となっています。

【会長】ありがとうございました。閉会のご挨拶を副会長お願いします。

【副会長】長時間、熱心にご議論いただきありがとうございます。皆様の言葉の中に、量に対応していくためには、知恵を出し合いながら質を確保することが大事だということが確認できました。これから部会となりますが、きめ細かく対応しながら、知恵を出しながら質の確保を検討していかなければならないと思いました。今後ともよろしく願いいたします。

【会長】それでは閉会します。ありがとうございました。